

令和 5 年度第 3 回
堺市都市計画審議会

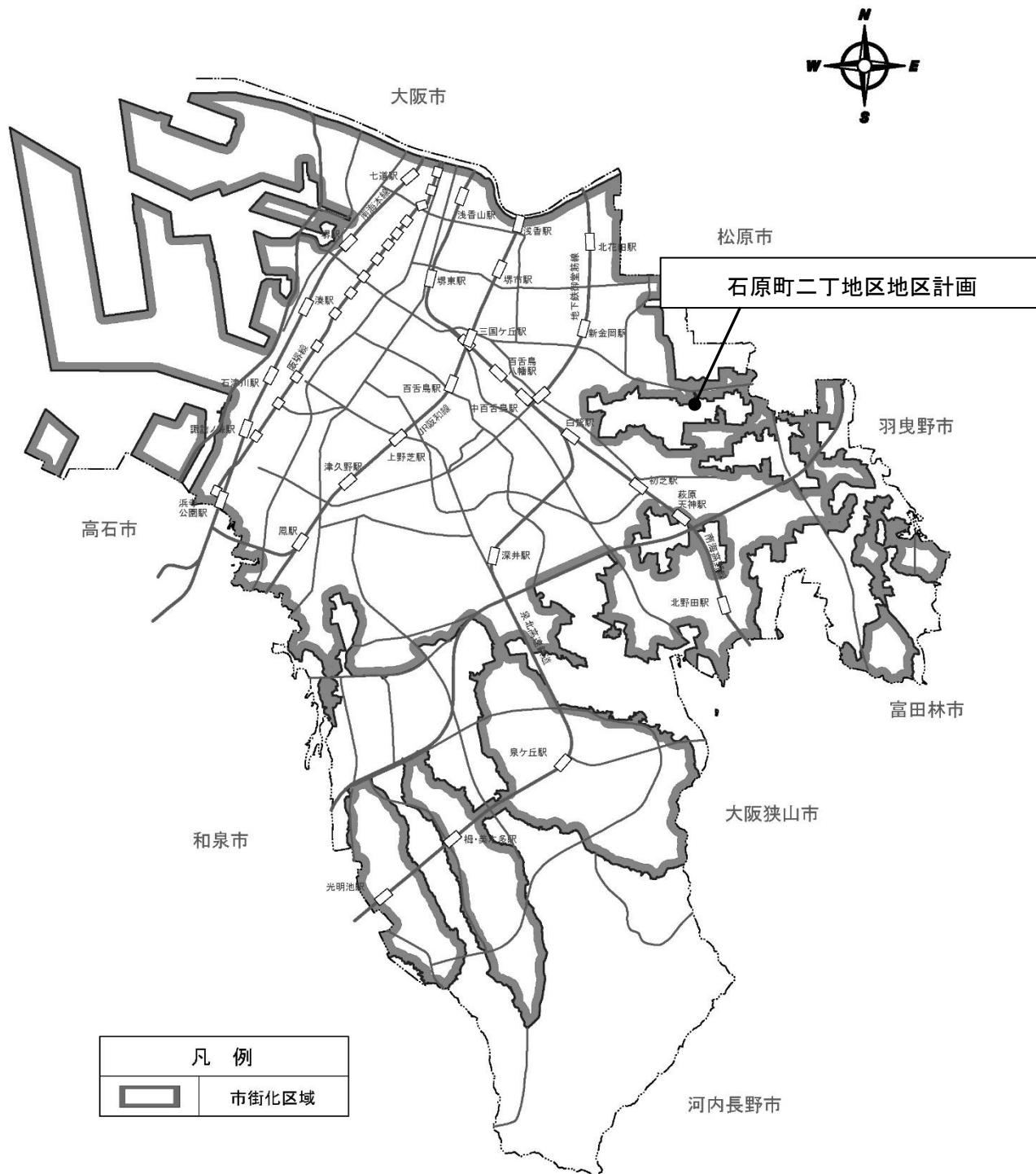
議 案 書 資 料

令和5年度 第3回

堺市都市計画審議会付議案件一覧表

議案 番号	案 件 名	決定 権者	頁
185	南部大阪都市計画地区計画（石原町二丁地区）の決定について（市決定）	市	2
186	建築基準法第51条ただし書の規定に基づく その他の処理施設（一般廃棄物処理施設）について	—	4
187	建築基準法第51条ただし書の規定に基づく その他の処理施設（一般廃棄物処理施設）について	—	7

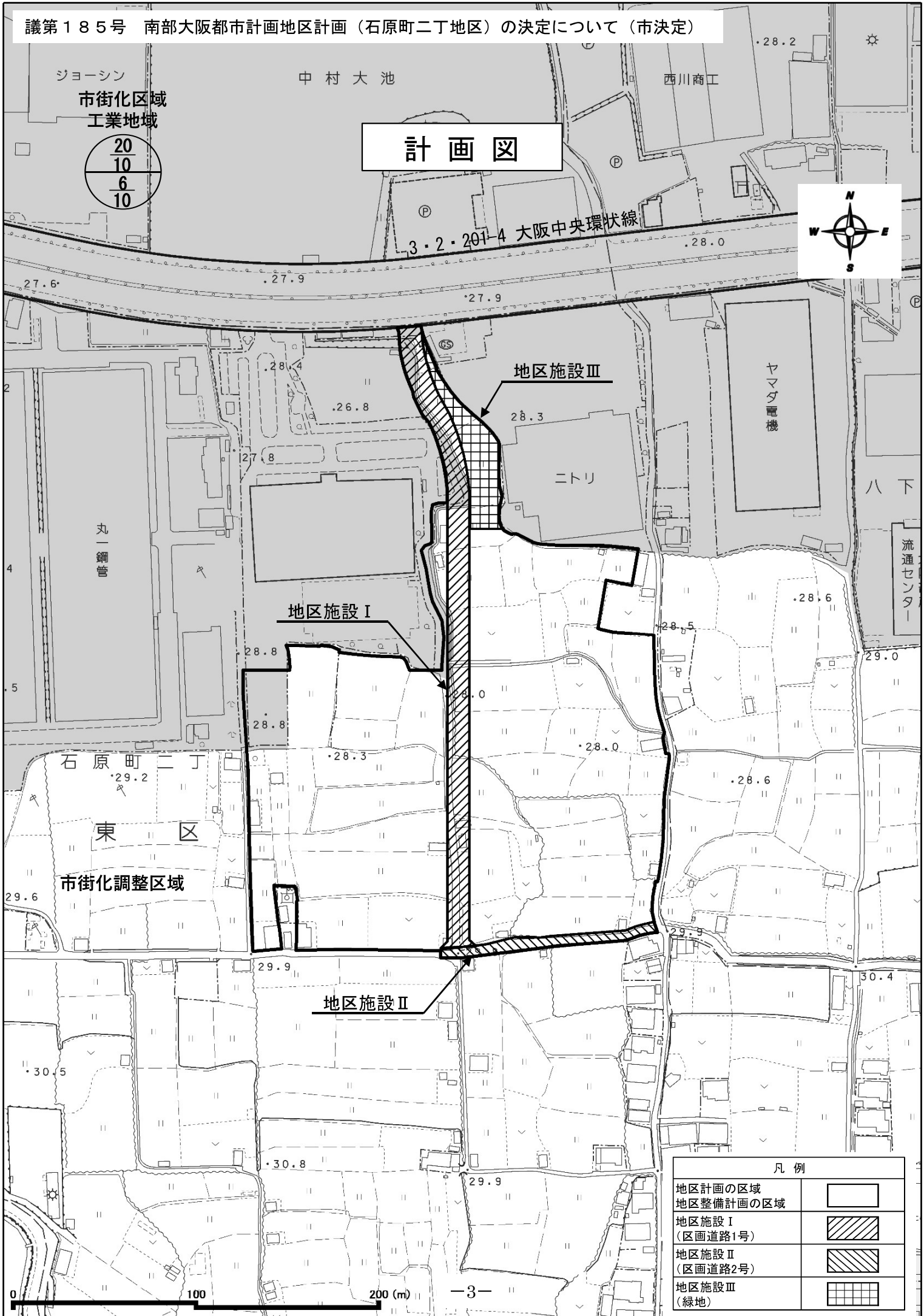
位置図



ジョーシン
市街化区域
工業地域

20
10
6
10

計 画 図



凡 例	
地区計画の区域	
地区整備計画の区域	
地区施設Ⅰ (区画道路1号)	
地区施設Ⅱ (区画道路2号)	
地区施設Ⅲ (緑地)	

0 100 200 (m)

議第186号 建築基準法第51条ただし書の規定に基づくその他の処理施設
(一般廃棄物処理施設) について

1. 施設の種類

一般廃棄物処理施設

2. 位置

堺市西区築港新町3丁31、48、50-1、50-2、50-3

3. 計画内容

施設名	処理能力	備考
一般廃棄物 処理施設	焼却施設（2基） 約120t/日	可燃ごみ・粗大ごみ
	破碎施設（1基） 約15.1t/日	可燃ごみ・粗大ごみ・不燃ごみ
	破碎施設（1基） 約6.94t/日	廃エアゾール缶・廃カセットボンベ

4. 理由

本施設の敷地の位置については、建築基準法第51条ただし書の規定により、その他の処理施設の用途に供する建築物（産業廃棄物処理施設）として平成6年に当初許可を受けている。

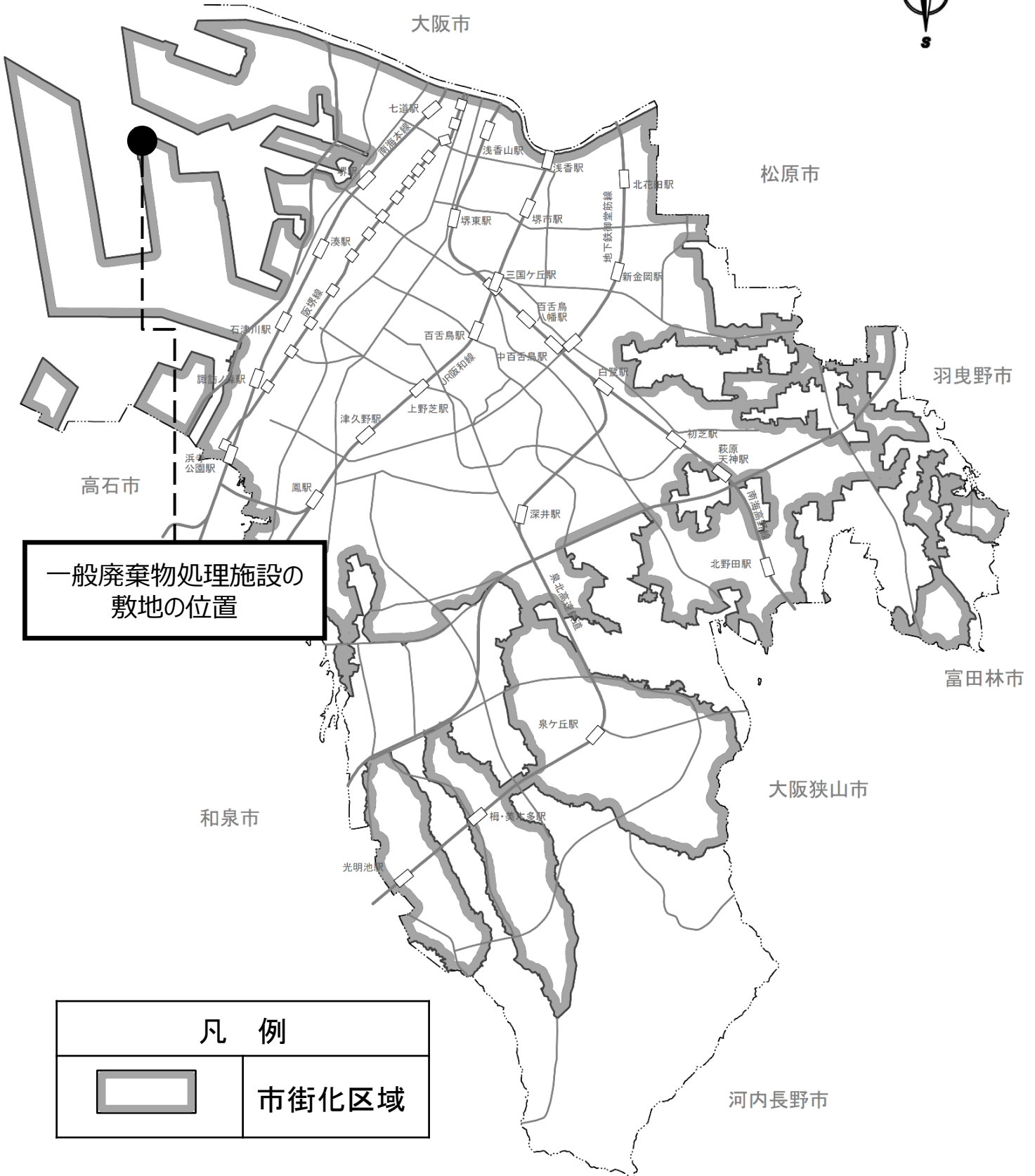
今回、同施設において、既存の施設を利用し新たに一般廃棄物を処理するにあたり、建築基準法第51条ただし書の規定に基づく許可が必要であり、都市計画審議会に付議するものである。

5. 参考

区域区分 市街化区域
地域地区 用途地域 工業専用地域（200/60）
臨港地区 （工業港区）：一部

議第186号 建築基準法第51条ただし書の規定に基づくその他の処理施設
(一般廃棄物処理施設)について

位置図



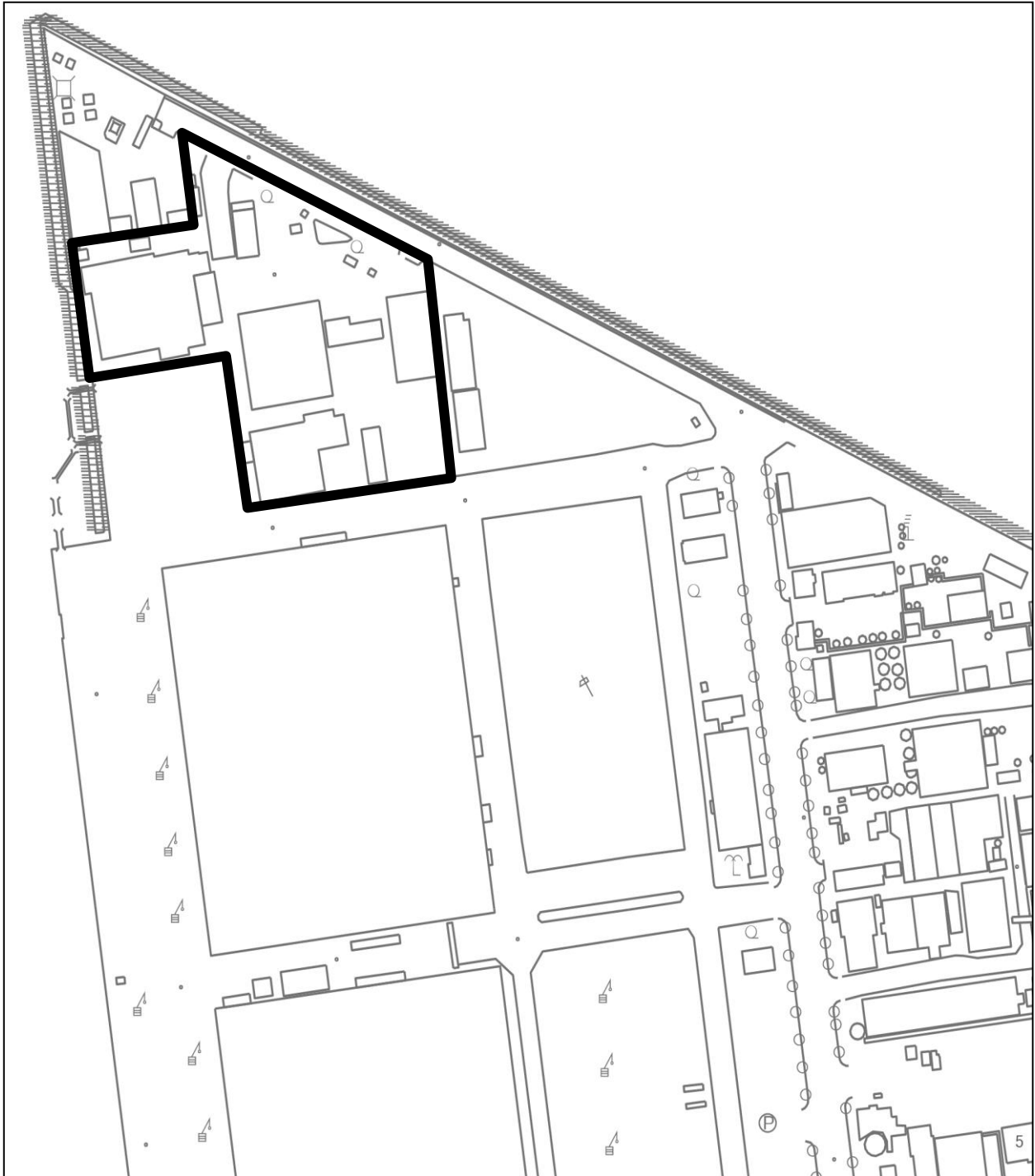
凡例




市街化区域

議第186号 建築基準法第51条ただし書の規定に基づくその他の処理施設
(一般廃棄物処理施設) について

計 画 図



凡 例	
	一般廃棄物処理施設の敷地の位置

議第187号 建築基準法第51条ただし書の規定に基づくその他の処理施設
(一般廃棄物処理施設)について

1. 施設の種類

一般廃棄物処理施設

2. 位置

堺市西区築港新町1丁5番38及び3丁44番20

3. 計画内容

施設名	処理能力	備考 (処理する廃棄物の種類)
一般廃棄物 処理施設	焼却施設(2基) 約197.6t/日	可燃ごみ・粗大ごみ
	破碎施設(3基) 約134.4t/日	可燃ごみ・粗大ごみ・不燃ごみ

4. 理由

本施設の敷地の位置については、建築基準法第51条ただし書の規定により、その他の処理施設の用途に供する建築物(産業廃棄物処理施設)として平成13年に当初許可を受けている。

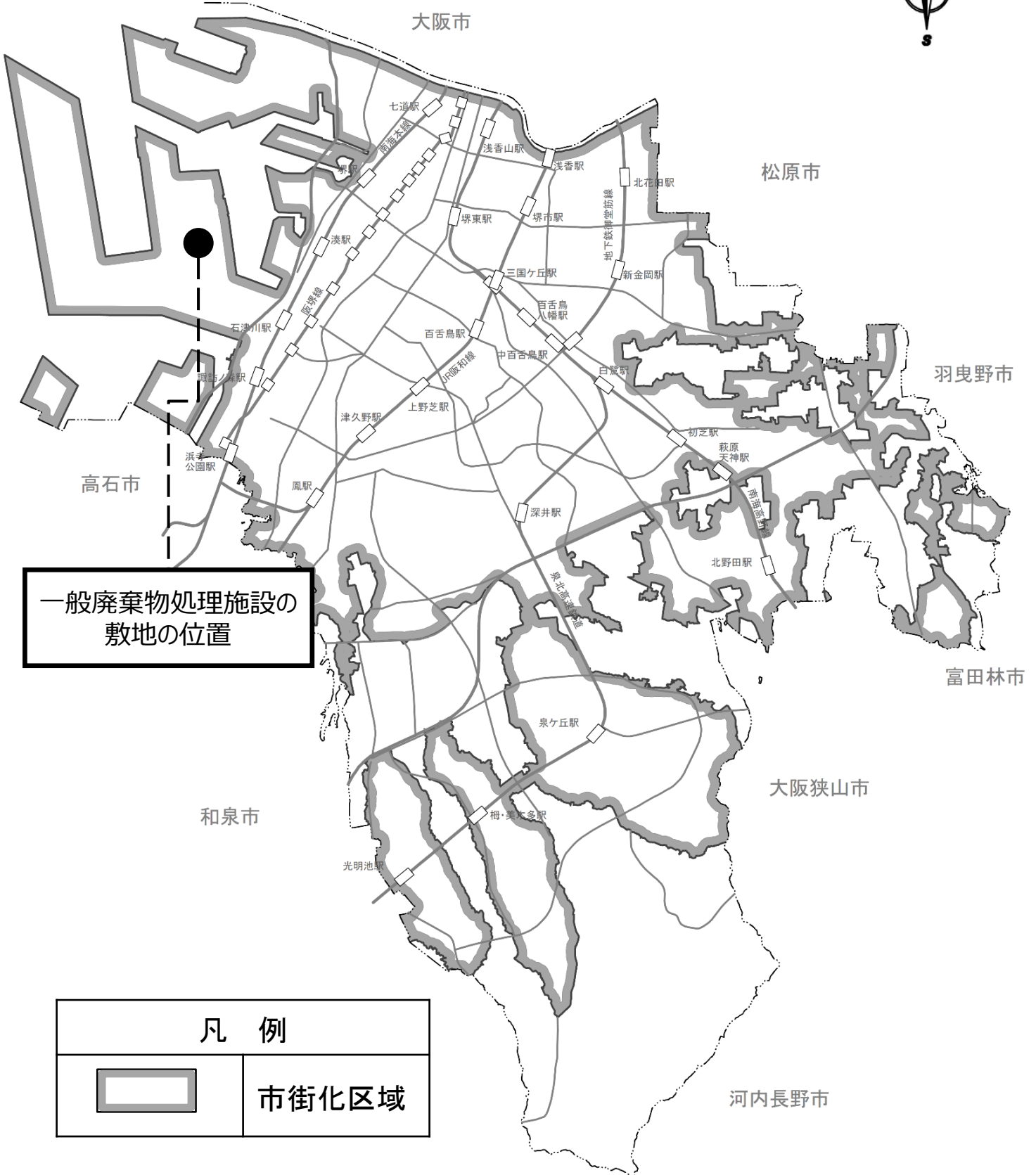
今回、同施設において、既存の施設を利用し新たに一般廃棄物を処理するにあたり、建築基準法第51条ただし書の規定に基づく許可が必要であり、都市計画審議会に付議するものである。

5. 参考

区域区分 市街化区域
地域地区 用途地域 工業専用地域(200/60)
臨港地区 (工業港区)

議第187号 建築基準法第51条ただし書の規定に基づくその他の処理施設
(一般廃棄物処理施設)について

位置図

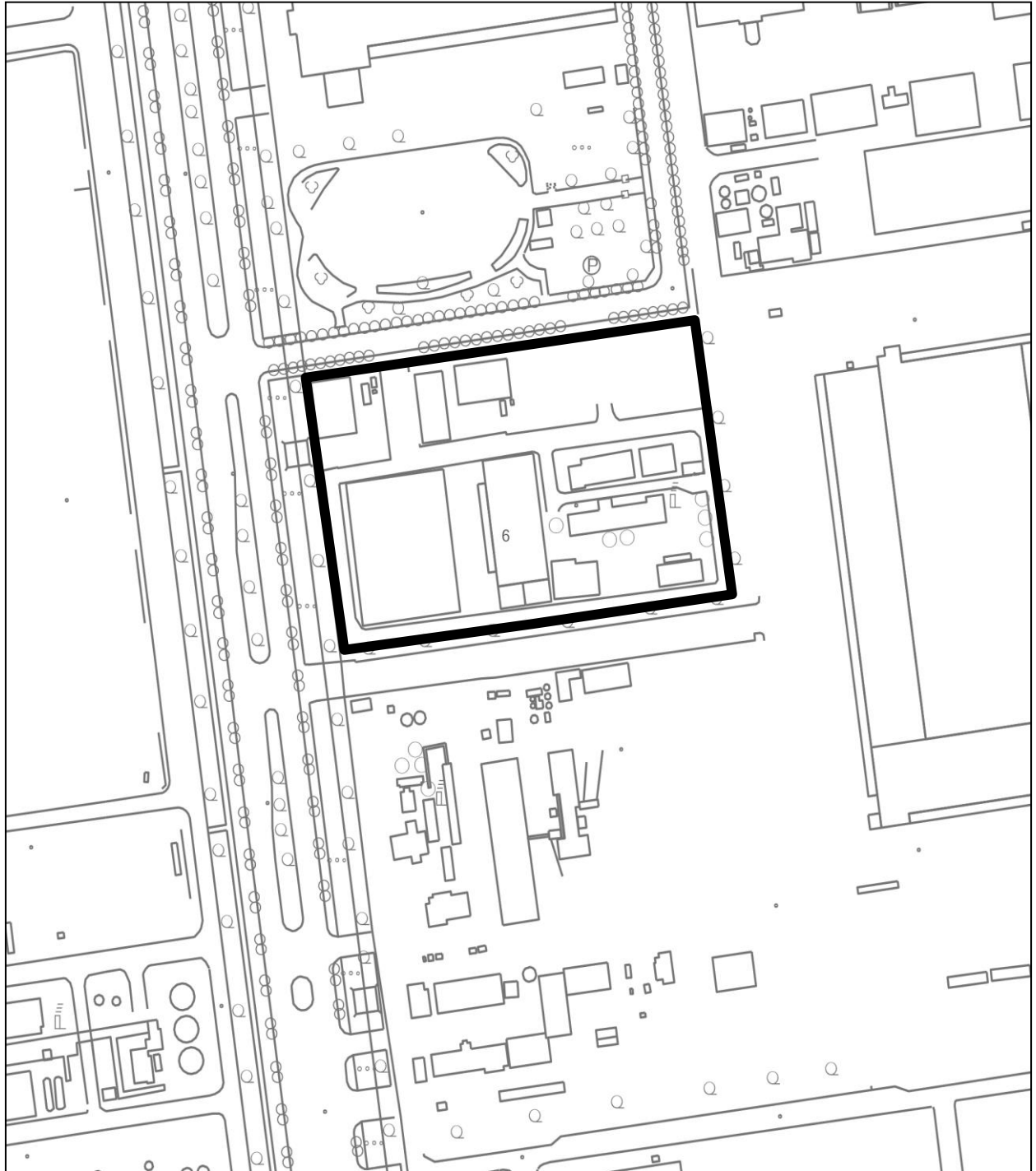



一般廃棄物処理施設の敷地の位置

凡 例	
	市街化区域

議第187号 建築基準法第51条ただし書の規定に基づくその他の処理施設
(一般廃棄物処理施設) について

計 画 図



凡 例	
	一般廃棄物処理施設の敷地の位置